

## 2.3.4 研究資金の柔軟かつ弾力的な運用

### (1) 予算執行の柔軟化

#### (a) 予算の繰越制度

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(以下、「研究開発力強化法」という。)は、「国の資金により行われる研究開発等の効率的推進を図るため、国の資金により行われる研究開発等において、研究開発等に係る経費を翌年度に繰り越して使用することその他の会計の制度の適切な活用を図る」こととしている(第29条)。

平成21年度の調査と同様に、採択課題における年度間の「予算の繰越制度」については全法人が有している。昨年度と同様に資金配分制度毎の利用実績について調査した結果、利用件数は、平成21年度の1,698件から3,967件へとほぼ倍増であり大幅に増加した。利用件数でみると日本学術振興会の「科学研究費補助金(基盤研究(C))」が最も多く1,147件である。

利用額でみると平成21年度の約460億から約560億へと増加し、平成22年度は東日本大震災の影響を受けた予算の繰越が行われた事例も見られた。また、新エネルギー・産業技術総合開発機構の「ナショナルプロジェクト」が約400億と、利用額総額の約7割を占めている。

利用件数、利用額いずれも平成21年度より大幅に増加しており、予算執行の柔軟化が着実に進んでいる。

表 2-21 採択課題での年度間の「予算繰越制度」に関する実績

【法人名】資金配分制度名	利用件数[件]	利用額[千円]	【参考値】 新規採択課題 件数[件]	【参考値】 配分額(総額) 【千円】
【NICT】新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援	0	0	13	178,963
【NICT】民間基盤技術研究促進制度	0	0	0	1,106,858
【JST】戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業除く)	559	2,441,476	237	45,029,359
【JST】先端的低炭素化技術開発事業	45	704,498	54	863,980
【JST】社会技術研究開発事業	59	108,536	26	1,328,821
【JST】産学イノベーション加速事業	20	107,290	58	7,033,710
【JST】研究成果最適展開支援事業	30	34,464	950	13,955,214
【JST】バイオインフォマティクス推進センター事業	3	7,276	0	1,471,867
【JST】戦略国際科学技術協力推進事業(研究交流型)	22	22,299	40	1,055,374
【JST】戦略国際科学技術協力推進事業(共同研究型)	17	12,321	4	439,315
【JST】地球規模課題対応国際科学技術協力事業	64	182,747	11	1,998,421
【JST】企業研究者活用型基礎研究推進事業	0	0	0	289,409
【JST】高度人材活用促進事業	0	0	0	132,473
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(S))	124	633,321	89	13,999,830
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(A))	333	702,426	536	23,524,150
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(B))	939	948,314	2,489	42,106,200
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(C))	1,147	423,260	7,471	31,517,036
【JSPS】科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究)	184	90,709	1,412	4,202,970
【JSPS】科学研究費補助金(若手研究(S))	15	51,242	0	1,986,010
【JSPS】科学研究費補助金(研究活動スタート支援)	92	31,137	848	2,241,948
【JSPS】科学研究費補助金(奨励研究)	10	1,346	714	340,680
【JSPS】科学研究費補助金(特別研究員奨励費)	201	33,452	3,060	4,854,481
【JSPS】科学研究費補助金(学術創成研究費)	16	142,102	0	3,298,360
【NIBIO】保健医療分野における基礎研究推進事業	12	48,790	21	6,319,800
【NIBIO】医薬品・医療機器実用化研究支援事業	0	0	0	385,455
【NIBIO】希少疾病用医薬品等試験研究助成金	0	0	15	650,267
【NARO】イノベーション創出基礎的研究推進事業	0	0	24	6,150,735
【NARO】民間実用化研究促進事業	0	0	4	445,197
【NEDO】ナショナルプロジェクト	72	39,867,111	258	127,627,564
【NEDO】実用化・企業化促進事業(競争的資金制度を除く)	5	8,441,619	214	16,885,479
【NEDO】実用化・企業化促進事業(省エネルギー革新技術開発事業)	1	375,971	23	5,020,460
【NEDO】技術シーズの育成事業(産業技術研究助成事業)	2	56,442	0	3,160,101
【JOGMEC】石油天然ガス開発促進型大型研究	1	85,780	0	120,346
【JOGMEC】石油天然ガス開発促進型特別研究	3	535,380	3	255,812
合計	3,976	56,089,309	18,574	369,976,645

(注) 法人にて予算が交付されない制度を除く。また、新エネルギー・産業技術総合開発機構「実用化・企業化促進事業(大学発事業創出実用化研究開発事業)」については、同「実用化・企業化促進事業(競争的資金制度を除く)」に含まれる。

採択課題における年度間の予算繰越制度の実績として、以下のことがあげられる。

- 採択時に決定された研究期間の研究資金総額の範囲内において研究開発の年度別計画の変更等を認めていることから、実質的な繰越が可能な制度となっている。【情報通信研究機構「民間基盤技術研究促進制度」】
- 毎年、実績報告書の提出依頼と併せて「繰越しの取扱いについて（事務連絡）」を发出して繰越制度を周知している。【医薬基盤研究所「保健医療分野における基礎研究推進事業」】

なお、科学技術振興機構の予算繰越制度としては、研究機関に研究費を残したまま繰り越すと、当該機関に一度研究費を返納して頂き、翌年度再配分する繰り越しの2つの方法があるが、「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発事業除く）」の9割、及び「バイオインフォマティクス推進センター事業」以外は全件数が、研究機関に研究費を残したまま繰り越す手法を利用している。

H22年度は東日本大震災の影響を受けた予算の繰越が行われた事例として以下があげられる。

- H22年度は、東日本大震災により多くの研究者が研究費を執行できない状態になったことを受けて、追加の繰越申請を特別に受け付けた。（当該件数及び額については、当初分と追加分を含んだ値。）なお、東北大学の追加分については、課題単位の受付を省略し、研究機関で1件の申請として受け付けたため、当該プログラムの件数、額には反映されていない。【日本学術振興会「科学研究費助成事業」】
- 平成22年度は東日本大震災に対応するための特例措置として繰越申請手続きを簡素化した特例通知を发出して繰越制度の活用促進を図った。12件の利用中11件が、東日本大震災の影響による繰越。今後も繰越申請手続きの簡素化を図る予定である。【医薬基盤研究所「保健医療分野における基礎研究推進事業」】

予算繰越制度の活用促進に向けた具体的な取組みについては、以下の事例があげられる。

- 一部の制度では、複数年度による事業期間を選択することができ、また、年度間の予算配分を変更することができるため、研究の進捗に併せた柔軟な運用が可能である。さらに、この手続きを活用するため、科研費並の理由書で可とするなど手続きの簡素化を進めている【情報通信研究機構「新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援」】
- 科学研究費助成事業では、平成18年度に繰越制度を利用できる事例が大幅に追加されるなど繰越制度に関する通知が改正されたことにより、繰越制度の利用件数が大幅に増加した。その後も、繰越制度の手続きを分かりやすく説明した資料を作成し、ホームページで公開するとともに、本事業に関する各種説明会において繰越制度について周知し、積極的な活用を促していることに加え、平成21年度に繰越制度の手続きを大幅に簡素化したことにより、繰越制度の利用件数は増加傾向にある。【日本学術振興会「科学研究費助成事業」】
- 「競争的資金のルール等の統一化に関するアクション・プラン」における検討に参加し、検討結果を踏まえ対応する予定。【農業・食品産業技術総合研究機構「イノベーション創出基礎的研究推進事業」】

(b) 予算柔軟の柔軟化に関する取組み

予算執行の柔軟化に関する制度として、課題採択での複数年契約、課題公募における年複数回の申請受理、採択課題での年度当初からの資金使用について、資金配分制度毎の取組み状況について調査を行った。

対象となる 35 制度において、「採択課題での複数年契約」を実施している制度は 32 制度で全体の 9 割程度の制度での実施、「採択課題での年度当初からの資金使用」に関しては 26 制度で全体の 7.5 割程度の制度での実施である。このうち、「採択課題を複数年契約」し、かつ「年度当初からの資金使用を認めている制度」は、全体の約 5 割にあたる 16 制度で実施している。

一方で、「課題公募における年複数回の申請受理」については 11 制度で、全体の約 3 割程度での実施にとどまる。また、「採択課題での複数年契約」、「課題公募における年複数回の申請受理」、「採択課題での年度当初からの資金使用」の全ての取組みを行っている制度は 6 制度で、全体の 2 割程度での実施にとどまる。

表 2-22 予算執行の柔軟化に関する取組み状況

【法人名】資金配分制度名	採択課題での複数年契約	課題公募における年複数回の申請受理	採択課題での年度当初からの資金使用
【NICT】新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援	○	×	○
【NICT】民間基盤技術研究促進制度	×	×	○
【JST】戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業除く)	○	×	○
【JST】先端的低炭素化技術開発事業	○	×	○
【JST】社会技術研究開発事業	○	×	○
【JST】産学イノベーション加速事業	○	×	○
【JST】研究成果最適展開支援事業	○	○	○
【JST】バイオインフォマティクス推進センター事業	×	×	○
【JST】戦略国際科学技術協力推進事業(研究交流型)	○	○	○
【JST】戦略国際科学技術協力推進事業(共同研究型)	○	○	○
【JST】地球規模課題対応国際科学技術協力事業	○	×	○
【JST】企業研究者活用型基礎研究推進事業	○	×	○
【JST】高度研究人材活用促進事業	○	×	○
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(S))	○	×	○
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(A))	○	×	○
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(B))	○	×	○
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(C))	○	×	○
【JSPS】科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究)	○	×	○
【JSPS】科学研究費補助金(若手研究(S))	○	×	○
【JSPS】科学研究費補助金(研究活動スタート支援)	○	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(奨励研究)	○	×	○
【JSPS】科学研究費補助金(特別研究員奨励費)	○	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(学術創成研究費)	○	×	○
【NIBIO】保健医療分野における基礎研究推進事業	×	×	○
【NIBIO】医薬品・医療機器実用化研究支援事業	○	×	○
【NIBIO】希少疾病用医薬品等試験研究助成金	○	○	○
【NARO】イノベーション創出基礎的研究推進事業	○	×	×
【NARO】民間実用化研究促進事業	○	○	×
【NEDO】ナショナルプロジェクト	○	×	×
【NEDO】実用化・企業化促進事業(競争的資金制度を除く)	○	○	×
【NEDO】実用化・企業化促進事業(大学発事業創出実用化研究開発事業)	○	○	×
【NEDO】実用化・企業化促進事業(省エネルギー革新技術開発事業)	○	○	×
【NEDO】技術シーズの育成事業(産業技術研究助成事業)	○	○	×
【JOGMEC】石油天然ガス開発促進型大型研究	○	×	×
【JOGMEC】石油天然ガス開発促進型特別研究	○	×	×
	○:取組がある △:現在取組はないが、今後取組予定 ×:取組はない(現時点で予定なし)		

(注) 法人にて予算が交付されない制度を除く。

採択課題での複数年契約に関する具体的な実績について、以下の事例がある。なお、法人の資金配分制度で共通の場合は、法人名のみ記載する。

- 一部の制度では、複数年度による事業期間を選択することができ、年度を跨ぐ場合でも研究の進捗に併せて柔軟な予算の運用が可能である。さらに、当該採択案件のうち良好な成果が上がっているものと認められる案件については研究者からの申請により助成対象期間をさらに延長することを可能としており、事業の継続性を担保することで優れた研究成果の創出を支援している【情報通信研究機構「新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援」】
- 複数年度契約を締結することにより、簡便な繰越手続きを可能とし、研究費を切れ目なく効率的かつ効果的に使用することを可能としている。【科学技術振興機構】
- 科学研究費助成事業では、交付内定を通知する際に、翌年度以降の研究期間内の内約額を示しており、各研究機関の判断により、その研究期間内において複数年の契約を行うことは可能である。【日本学術振興会「科学研究費助成事業」】
- 事業の予見性を高めるとともに、進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため、実施者の都合による場合や事業体制の見直しを予定している場合等の特段の事情がある場合を除き、運営費交付金を財源とする事業では、原則複数年度契約を実施している。なお、複数年度契約の当初契約期間は、中間評価実施年度を越えない期間とし、原則3年以内としている。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

### (c) 課題採択・交付決定の時期

課題採択・交付決定の時期について、表 2-23 に示す。新規課題採択を行なっている 26 制度のうち 5 制度において複数回行われており、制度全体としては年 1 回での課題採択が多い。

全制度において課題採択された後に交付決定が迅速になされているが、特に、日本学術振興会「科学研究費助成事業」では、交付決定前であっても交付内定後に研究を開始することができることとしており、交付決定の時期を早めるための取組みがなされている。

交付決定の時期を早めるための取組みとして、以下の事例があげられる。

- 公募締切り後、60 日以内に交付決定するよう取組みを行った。【情報通信研究機構「新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援」】
- 採択された研究者や事務担当者等研究機関の関係者と密に連絡を取る等、契約締結の迅速化を行っている。【科学技術振興機構「戦略的創造研究推進事業」、「先端的低炭素化技術開発事業」、「社会技術研究開発事業、産学イノベーション加速事業」、「研究成果最適展開支援事業」、「戦略国際科学技術協力推進事業」、「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」】
- 科学研究費助成事業では、交付決定前であっても、交付内定後に研究を開始することができることとしている。一部の研究種目を除き、ほとんどの新規課題について 4 月 1 日に交付内定を行っており、継続課題についても 4 月 1 日から切れ目なく研究費を使用することができる。【日本学術振興会「科学研究費助成事業」】
- 可能な限り前年度末に公募を開始し、交付決定時期を早めるよう努めている。【新エネルギー・産業技術総合開発機構「実用化・企業化促進事業（省エネルギー革新技术開発事業）」】

表 2-23 課題採択・交付決定の時期

【法人名】資金配分制度名	採択課題決定の回数及び 時期	交付決定の時期(新規、継続)	
		新規分	継続分
【NICT】新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援	1回 (通常6月)	通常6月	通常1月
【NICT】民間基盤技術研究促進制度	—	—	3月
【JST】戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業除く)	3回 (8月、10月、2月)	契約締結後 速やかに交付	研究計画確定後速 やかに交付
【JST】先端的低炭素化技術開発事業	1回 (2月)	契約締結後 速やかに交付	研究計画確定後速 やかに交付
【JST】社会技術研究開発事業	1回 (9月)	契約締結後 速やかに交付	研究計画確定後速 やかに交付
【JST】産学イノベーション加速事業	プログラムごと に1回 (8月、1月、2月)	契約締結後 速やかに交付	契約締結後速やか に交付
【JST】研究成果最適展開支援事業	3回 (7月、8月、10月)	契約締結後 速やかに交付	契約締結後速やか に交付
【JST】バイオインフォマティクス推進センター事業	—	—	年度初め
【JST】戦略国際科学技術協力推進事業(研究交流型)	対象国・分野による	採択決定後、 随時	年度初め
【JST】戦略国際科学技術協力推進事業(共同研究型)	対象国・分野による	採択決定後、 随時	年度初め
【JST】地球規模課題対応国際科学技術協力事業	対象国・分野による	採択決定後、 随時	年度初め
【JST】企業研究者活用型基礎研究推進事業	—	—	年度初め
【JST】高度研究人材活用促進事業	—	—	年度初め
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(S))	1回	6月下旬	6月上旬
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(A))	1回	6月上旬	6月上旬
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(B))	1回	6月上旬	6月上旬
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(C))	1回	6月上旬	6月上旬
【JSPS】科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究)	1回	6月上旬	6月上旬
【JSPS】科学研究費補助金(若手研究(S))	—	H22年度より新規募集停 止	6月上旬
【JSPS】科学研究費補助金(研究活動スタート支援)	1回	10月中旬	6月上旬
【JSPS】科学研究費補助金(奨励研究)	1回	6月中旬	(1年課題のため継 続なし)
【JSPS】科学研究費補助金(特別研究員奨励費)	4回	第1回:6月下旬 第2回:9月上旬 第3回:11月下旬 第4回:12月中旬	6月上旬
【JSPS】科学研究費補助金(学術創成研究費)	—	H20年度より新規募集停 止	6月下旬
【NIBIO】保健医療分野における基礎研究推進事業	—	—	5月下旬
【NIBIO】医薬品・医療機器実用化研究支援事業	—	—	年2回 (11月及び3月)
【NIBIO】希少疾病用医薬品等試験研究助成金	2回 (7月と1月)	2回で7月と1月 (新規と継続で区別なし)	2回で7月と1月 (新規と継続で区別 なし)
【NARO】イノベーション創出基礎的研究推進事業	1回 (2011年6月)	1回 (2011年8月)	1回 (2011年3月)
【NARO】民間実用化研究促進事業	1回 (2011年9月)	1回 (2011年9月)	1回 (2011年3月)
【NEDO】ナショナルプロジェクト	年度当初に 1回実施	採択後	前の契約終了後
【NEDO】実用化・企業化促進事業(競争的資金制度を除く)	年度内に 2回実施	採択後	前の交付期間 終了後
【NEDO】実用化・企業化促進事業(大学発事業創出実用化研究開発事業)	—	—	—
【NEDO】実用化・企業化促進事業(省エネルギー革新技術開発事業)	年度内に 2回実施	採択後	前の交付期間 終了後
【NEDO】技術シーズの育成事業(産業技術研究助成事業)	—	—	前の交付期間 終了後
【JOGMEC】石油天然ガス開発促進型大型研究	1回/年度	採択時 (契約締結時)	採択時 (契約締結時)
【JOGMEC】石油天然ガス開発促進型特別研究	1回/年度	採択時 (契約締結時)	採択時 (契約締結時)

(注) 法人にて予算が交付されない制度を除く。

#### (d) 実績報告書の提出期限

対象の35制度において、採択された研究に関して実施報告書の提出を要求している。実績報告書の提出期限について、表2-24に示す。各制度ともに年度末までの研究に支障がないようにするための提出期限が設定されている。

年度末までの研究に支障がないようにするための取組みとして、以下があげられる。なお、医薬基盤研究所、農業・食品産業技術総合研究機構では年度末での実施報告書の提出期限となっているが、年度末までの研究に支障がないように、いずれも複数年契約を行っている。なお、その法人の資金配分制度で共通な場合は、法人名のみ記載する。

- 決算報告の期限を年度終了後30日以内とすることで年度末までの経費執行に支障が生じないよう配慮を行っている。【科学技術振興機構】
- 事業に係る物品の納品、役務の提供等の期限を年度末までとし、年度終了後に行う実績報告の期限は翌年度の5月末日とすることで、実質的に年度末までの研究を可能としている。【日本学術振興会「科学研究費補助金（奨励研究）」を除く】
- 事業に係る物品の納品、役務の提供等の期限を年度末までとし、年度終了後に行う実績報告の期限は翌年度の4月上旬（機関管理の場合は、5月31日）とすることで、実質的に年度末までの研究を可能としている。【日本学術振興機構「科学研究費補助金（奨励研究）」】
- 年度末まで研究ができるよう、報告書の提出期限は業務完了日の翌日から30日以内と余裕をもって設定している。【新エネルギー・産業技術総合開発機構「技術シーズの育成事業（産業技術研究助成事業）」】
- 契約期間を年度の区切りに合わせることを求めず、柔軟な期間設定を可能としている【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

表 2-24 実施報告書の提出期限

【法人名】資金配分制度名	報告書の提出期限
【NICT】新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援	4月中旬
【NICT】民間基盤技術研究促進制度	委託業務が完了した日の翌日から起算して30日以内又は委託業務が完了する事業年度の終了日の翌日から起算して5日以内のいずれか早い日まで
【JST】戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業除く)	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JST】先端的低炭素化技術開発事業	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JST】社会技術研究開発事業	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JST】産学イノベーション加速事業	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JST】研究成果最適展開支援事業	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JST】バイオインフォマティクス推進センター事業	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JST】戦略国際科学技術協力推進事業(研究交流型)	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JST】戦略国際科学技術協力推進事業(共同研究型)	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JST】地球規模課題対応国際科学技術協力事業	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JST】企業研究者活用型基礎研究推進事業	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JST】高度研究人材活用促進事業	事業年度終了後若しくは研究実施期間終了後30日以内
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(S))	翌年度の5月31日
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(A))	翌年度の5月31日
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(B))	翌年度の5月31日
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(C))	翌年度の5月31日
【JSPS】科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究)	翌年度の5月31日
【JSPS】科学研究費補助金(若手研究(S))	翌年度の5月31日
【JSPS】科学研究費補助金(研究活動スタート支援)	翌年度の5月31日
【JSPS】科学研究費補助金(奨励研究)	翌年度の4月上旬 (機関管理は翌年度5月31日)
【JSPS】科学研究費補助金(特別研究員奨励費)	翌年度の5月31日
【JSPS】科学研究費補助金(学術創成研究費)	翌年度の5月31日
【NIBIO】保健医療分野における基礎研究推進事業	4月上旬
【NIBIO】医薬品・医療機器実用化研究支援事業	委託業務の完了の日又は委託期間の終了日のいずれかの早い日
【NIBIO】希少疾病用医薬品等試験研究助成金	3月31日
【NARO】イノベーション創出基礎的研究推進事業	3月31日
【NARO】民間実用化研究推進事業	3月31日
【NEDO】ナショナルプロジェクト	実績報告書は、委託業務の完了の日又は委託期間の終了日のいずれか早い日
【NEDO】実用化・企業化促進事業(競争的資金制度を除く)	実績報告書は、助成事業完了の日又は当該会計年度の末日
【NEDO】実用化・企業化促進事業(大学発事業創出実用化研究開発事業)	実績報告書は助成事業完了の日又は当該会計年度の末日
【NEDO】実用化・企業化促進事業(省エネルギー革新技術開発事業)	実績報告書は助成事業完了の日又は当該会計年度の末日
【NEDO】技術シーズの育成事業(産業技術研究助成事業)	完了した日から30日以内又は機構が指定する期日まで
【JOGMEC】石油天然ガス開発促進型大型研究	契約期間終了時まで
【JOGMEC】石油天然ガス開発促進型特別研究	契約期間終了時まで

(注) 法人にて予算が交付されない制度を除く。

## (2) 資金配分ルールの弾力化

平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン（平成 22 年 7 月 8 日 科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）（以下、「アクション・プラン」という。）において、「研究の生産性の向上につながり、ひいては、科学・技術を通じた、国民生活の質的向上及び我が国経済の持続的成長へ寄与する」ことから、競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化についての改善の方向性が示された。

競争的資金の使用ルール等の統一化及簡素化・合理化は、研究の生産性向上に速効性が期待できることから、アクション・プランに基づいて、関係府省の連携、もしくは各関係省庁で先行的な取組みが進んでいる。

資金配分ルールの弾力化に係る取組みとしては、費目間流用限度額の拡大と他の経費との合算使用については 6 法人で実施されており、1 法人で現在未実施であるが、今後実施予定であるとしている。また、経費計上への配分先研究機関のルールの適用が 5 法人で実施されており、1 法人で現在未実施であるが、今後実施予定であるとしている。

特に他の経費との合算使用については、平成 21 年度調査では未実施だった医薬基盤研究所で実施されており、取組みが着実に拡大している。

**表 2-25 資金配分に係るルールの運用弾力化への取組み状況**

法人名	費目間流用限度額を拡大する	他の経費との合算使用を認める	経費計上に配分先研究機関のルールを適用する
情報通信研究機構	○	○	△
科学技術振興機構	○	○	○
日本学術振興会	○	○	○
医薬基盤研究所	○	○	○
農業・食品産業技術総合研究機構	○	○	○
新エネルギー・産業技術総合開発機構	○	○	○
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	△	△	×
	○:実施している △:現在未実施だが、今後実施予定 ×:実施していない(現時点で実施予定なし)		

費目間流用限度額の拡大を含む資金配分ルールに係る運用弾力化に向けた取組みとして、以下の事例があげられる

- 戦略的創造研究推進事業では、繰越について繰越額が委託研究費（直接経費）の 5% 以上となる場合には JST による承認を必要としていたが、平成 22 年度からは JST による承認手続きを省略し、事後報告のみによる繰越を可能とした。費目間流用についても、研究の目的に合致することを前提に当該年度における直接経費総額の 50%（500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないものは、研究機関の判断で流用が可能としている。【科学技術振興機構】
- 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）、地球規模課題対応国際科学技術協力事業等においても、これに準じた形で委託研究費の繰越と費目間流用に関する取組みを行っている【科学技術振興機構】
- 科学研究費助成事業では、平成 23 年度から、一部研究種目について、文部科学省から交付される補助金により日本学術振興会に「学術研究助成基金」を創設し、研究費（学術研究助成基金助成金）を助成する「基金化」の制度改革をスタートし、複数年度にまたがる研究費の使用を可能としている。このことにより、研究の進捗に応じて、当初の研究計画を変更して研究費を前倒して使用することや事前の手續なく研究費を次年度に使用することが可能になるとともに、研究経費の執行にあたり、年度をまたぐ物品の調達等が可能になる。【日本学術振興会】
- 科学研究費助成事業では、合算使用を一律に制限するのではなく、研究活動の実態

を考慮して物品費や旅費の執行に当たって合算使用できる事例を明示するとともに、使途に制限のない経費を合算して本事業のために使用することを認めることにより、経費の柔軟な使用を可能としている。【日本学術振興会】

- 研究実施計画書及び委託研究契約書の支出計画の変更について、平成 22 年度は費目間流用可能制限額を直接経費総額の 20%の範囲内としていたが、平成 23 年度からは直接経費の 30%と変更して研究費使用ルールを緩和することとしている。【医薬基盤研究所】
- 研究機関が研究者のニーズの強い装置を自ら購入し、複数の資金を対象に適切な使用料規定を策定することにより、別々の研究費からの使用料の支払いを認めるといふ取扱いを行うことについては、「競争的資金の使用ルール等の統一化に関するアクション・プラン」での検討結果を踏まえ対応する予定。【農業・食品産業技術総合研究機構】
- 上限を設けていた研究補助員単価について、大学については、法人の特性を考慮して実費化とした。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】
- 「費目間流用限度の緩和」は、他配分機関での進捗状況に合わせて実施を検討する【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】
- 平成 23 年度分公募より、一部項目（消耗品/旅費交通費）で実施を開始。【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

また、他機関との競争的資金に係るルールの統一化に向けた取組みとして以下の事例があげられる。

- 平成 20 年度からは、研究資金の使用ルールに関して、「研究資金の効果的活用に向けた勉強会」において作成された競争的資金ルールの標準化案（光熱水料の直接経費からの支出、研究設備・装置の使用料、施設の使用料）を採用している。【情報通信研究機構】
- 研究開発費の使途については、平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プランの「競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化」により策定された「府省共通経費取扱区分表」に準拠するものとし、事業の Web サイトにて事業趣旨を反映した同表を公開している。さらに、費目間流用限度額や収支簿の様式等については、他機関のルール・動向等を踏まえ、他機関との差異が縮小するよう留意しつつ、見直しを行っている。【科学技術振興機構】
- 内閣府の「競争的資金使用ルール統一化に関する検討チームの会合」に参加し、ルールの統一化に向けた取組み等について検討を進めている。平成 23 年度には、平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プランで示された「費目構成の統一化」の取組みにおいて、「府省共通経費取扱区分表」が策定され、各競争的資金制度は、この区分表に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱いを明確に示すこととされたため、科学研究費助成事業においても、区分表を作成し公表している。【日本学術振興会】
- 既に資金配分の弾力化について対応済みであるが、「競争的資金のルール等の統一化に関するアクション・プラン」における検討に参加し、検討結果等を踏まえ対応する予定。（具体例）費目構成の統一化（アクション・プランによるルールについて対応済み繰越手続きの簡略化・弾力化（既に繰越手続きは対応済み）、費目間流用ルールの統一化（既に直接経費総額の 20%の範囲内での流用を認めている）、実績報告書の提出期限の延長、研究費の合算使用（既に旅費や消耗品について、合算使用を認めている）【農業・食品産業技術総合研究機構】
- 平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プランにおける「競争的資金に係る

検討チーム会合」に参加し、費目の統一化等の議論を踏まえ、大学との委託契約については、企業向けとは別に直接経費の費目を4項目（物品費、人件費・謝金、旅費、その他）とするなど、大学が利用しやすい契約制度とした。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

- 「経費計上における配分先機関ルールの適用」は公募条件である「資源機構ルールでの実施」に反するため、当面導入は検討しない。資金配分のルールの統一化は、国の研究開発制度方針などに合わせて国際的な石油天然ガス開発ルールもあわせて本事業スキームの柔軟な変更を進めているところ。【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

### (3) 経理事務の合理化

研究開発力強化法は、資源の柔軟かつ弾力的な配分を実現するために、「経理事務の合理化」を求めている（第 29 条）。前年度と比較して、経理事務の合理化のために具体的な改善策を実施しているのは 5 法人である。

**表 2-26 経理事務の合理化のための取組み状況**

法人名	平成21年度と比較して、平成22年度以降「経理事務の合理化」のために実施した改善策
情報通信研究機構	△
科学技術振興機構	○
日本学術振興会	○
医薬基盤研究所	△
農業・食品産業技術総合研究機構	○
新エネルギー・産業技術総合開発機構	○
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○
	○:改善策を実施している △:現在未実施だが、今後実施予定

具体的な改善策としては、「予算の繰越」、「費目間流用」、「他の経費との合算使用」及び「経費計上への配分先研究機関のルール適用」に関する内容の他に、以下の事例があげられる。

- 平成 22 年度からは、研究機関が、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、受託者の責任体制が明確化され、かつ内部監査等の体制が整備されている場合には、提出書類の削減や原則実地調査をとりやめる等、精算作業の省力化を行うことで経理事務の合理化を進めている。  
平成 23 年度からは、これまで事業ごとに異なる様式で個別に提出を依頼していた競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成 22 年度）の様式を統一し、一機関 1 部の報告書を電子媒体でメール等を経由して提出する方式へ変更するなど、研究機関及び当機構の事務の効率化を図るため、経理事務の合理化を進めている。  
【科学技術振興機構】
- 平成 23 年度から、一部研究種目について、文部科学省から交付される補助金により日本学術振興会に「学術研究助成基金」を創設し、研究費（学術研究助成基金助成金）を助成する「基金化」の制度改革をスタートし、複数年度にまたがる研究費の使用を可能としている。このことにより、研究の進捗に応じて、当初の研究計画を変更して研究費を前倒して使用することや事前の手続なく研究費を次年度に使用することが可能になるとともに、研究経費の執行にあたり、年度をまたぐ物品の調達等が可能になる。【日本学術振興会】
- 研究実績報告として研究機関から提出させる書類として、以前は消耗品についても証拠書類（領収書等）を提出させていたが、改善後はリストのみ提出させ、証拠書類は研究機関側で保管することとした。【農業・食品産業技術総合研究機構】
- 契約書における約款の条項を変更した場合、事務手続きの合理化の観点から契約書を改訂し、変更契約の手続きを省略することができるようにした。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】
- 会計上の予算配賦に係る定期的再配布措置、会計費目の整理統合による予算管理業務の改善など。【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

#### (4) 施設・設備の共用

研究資金で購入した施設・設備の共用についての運用ルールについて、以下の取組みがあげられる。

- 委託制度に関しては、委託業務実施要領により、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならないことと規定している。助成制度では例えば同一建物内で他の業務と共同で利用している場合や、同一人物が他の業務と助成対象事業を兼務している場合の建物の借用に関する費用については、利用実態に照らし、適正な経費按分（占有スペースの割合、又は労働時間の割合）のためのルールを別に定めている。**【情報通信研究機構】**
- 委託研究費により取得した物品は、大学等非営利研究機関については研究機関に帰属することとしている。その場合、当該委託研究のために専ら使用されることが前提として、研究機関の物品管理規定等のルールに従い運用することとしている。また、当該事業の直接経費と使途に制限のない経費（自己収入、運営費交付金、寄附金）を合算して研究機器を購入することを可能とし、研究機器の共用に可能な限りの配慮を行っている。**【科学技術振興機構】**
- 科学研究費助成事業では、科学研究費助成事業の研究課題の遂行に支障がなければ、他の研究のために使用することや、他の研究者が使用することを妨げてはいない。**【日本学術振興会】**
- 研究資金による施設の建築・改修等に係る経費については認めていない。備品については、原則として、委託研究業務以外の目的に使用しないこととしている。**【医薬基盤研究所】**
- ・研究機関が研究者のニーズの強い装置を自ら購入し、複数の資金を対象に適切な使用料規定を策定することにより、別々の研究費からの使用料の支払いを認めるという取扱いを行うことについては、「競争的資金の使用ルール等の統一化に関するアクション・プラン」での検討結果を踏まえ対応する予定。**【農業・食品産業技術総合研究機構】**
- 施設・設備の借料について、当該機構の事業以外でも使用している場合は、面積、人員、使用容量、使用時間等を勘案して、適正に按分して金額を算出することで経費を計上できることとしている。**【新エネルギー・産業技術総合開発機構】**
- 個別案件ごとに施設利用契約に基づき利用可能としている。**【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】**

### 2.3.5 切れ目のない研究資金供給

第3期科学技術基本計画では、競争的研究の強化によるイノベーション創出のために、基礎研究で生み出された科学的発見や技術的発明を社会的・経済的価値創造へと結び付け、社会・国民への研究成果の還元を進めることを求めている。具体的な取組みとして、「優れた成果を出しつつあり、かつ、イノベーションの創出へ発展する可能性がある研究について、制度や機関を越えて切れ目なく研究開発を発展させ、実用化につないでいく仕組みの構築」が期待されている。

#### (1) 法人内部での取組み

法人内部での切れ目のない研究資金供給の取組み状況については、5法人から法人内部での「連携を実施している」との回答が得られた。

表 2-27 法人内部での切れ目のない研究資金供給への取組み状況

法人名	各法人における助成案件の結果の評価 →法人内の次の採択審査へ連携
情報通信研究機構	○
科学技術振興機構	○
日本学術振興会	○
医薬基盤研究所	○
農業・食品産業技術総合研究機構	×
新エネルギー・産業技術総合開発機構	○
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	△
	○: 連携を実施している △: 現在未実施だが、今後実施予定 ×: 実施していない(現時点で実施予定なし)

切れ目のない研究資金供給のために、法人内部での資金配分プログラムの評価結果を次の資金配分に活用する擬態的な取組みについては、以下があげられる。

- 良好な成果が上がっていると認められる採択案件については、助成事業者からの申請により助成対象期間をさらに延長することを可能としており、事業の継続性を担保することで優れた研究成果の創出を目指している。【情報通信研究機構】
- 戦略的創造研究推進事業のうち ERATO プログラムでは、事後評価を1年前倒しし、評価結果を他の制度において参照できるよう措置し、研究成果を切れ目なく次につなげていくシームレスな仕組みを充実させた。【科学技術振興機構】
- 戦略的創造研究推進事業の中間評価や事後評価を参考にしつつ、戦略的創造研究推進事業等の成果から産業創出の礎となる「研究開発テーマ」を設定し、当該テーマの下で公募選定された産学連携による複数研究開発チームの下で長期一貫(最長10年)した研究開発を進める「戦略的イノベーション創出推進プログラム(事業再編に伴い、平成23年度より、研究成果展開事業の1プログラムとして再編)」を実施している。【科学技術振興機構】
- 科学研究費助成事業では、大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度(ただし、研究期間が3年の場合には最終年度)に実施する「研究進捗評価」の評価結果を次の審査に活かす仕組みを平成21年度公募から導入するなど、優れた研究課題を継続して支援することとしている。【日本学術振興会】
- 過去に本制度への応募実績又は採択実績のある研究プロジェクトが新規募集に応募してきた場合、その当時の評価結果も踏まえ、評価を実施するなどの取組みを行っているところである。【医薬基盤研究所】
- 制度内(技術シーズ開発型と発展型)のPO等事業関係者間の情報交換を行うこと

で対応している。【農業・食品産業技術総合研究機構】

- 各事業で優れた成果があがった研究テーマについては、切れ目の無い研究資金が供給されるよう、NEDO 内部での関係部署との緊密な連携を通じて次段階での継続的な支援を図っている。例えば、産業技術研究助成で支援した研究テーマにおいて産学連携が本格化した場合には、実用化に向けた研究開発を支援するイノベーション推進事業に柔軟につなげていくなど、制度間のシームレスな連携を図っている。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】
- 研究開発期間終了のみならず、研究開発期間中においても目覚ましい成果を挙げている研究テーマについては、資金を迅速に投入する加速制度を実施し、実用化・製品化割合の向上等を図っているところである。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】
- 次のプロジェクトの事前評価に活用するため、事後評価の時期をプロジェクト最終年度に前倒しして実施する取組みを規定化している。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】
- 「基礎～応用段階における独創的・革新的な技術課題」についての研究テーマを募集する「大型研究」及び「応用～実証段階における即効性が期待され短期間での実用化が見込まれる技術課題」についての研究テーマを募集する「特別研究」の2つの事業により構成されていることより、研究ステップに応じて「大型研究」から「特別研究」へのシームレスな移行が可能となっている。【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

## (2) 他機関との連携

第3期科学技術基本計画では、優れた研究課題を切れ目なく研究が継続できる仕組みを導入するために、「府省を越えて優れた研究成果を実用化につなぐ仕組みの構築」を目指している。具体的には、「各研究費制度における中間評価・事後評価結果の迅速な情報発信と他制度・機関での活用」が期待されている。

切れ目のない研究資金供給のための法人の各事業担当者間の連絡体制については、4法人が「強化している」、2法人が「今後強化予定」との回答である。なお、石油天然ガス点金属鉱物資源機構において、他機関との連絡体制の強化する予定がないのは、「研究成果を国際的な資源獲得競争下における我が国の競争力強化に繋げることを目的」としており、他機関とは制度の性質を異にしているためである。

表 2-29 切れ目のない研究資金供給の実施のための法人間の連絡体制の強化状況

法人名	法人間の事業担当者間の連絡体制
情報通信研究機構	△
科学技術振興機構	○
日本学術振興会	△
医薬基盤研究所	○
農業・食品産業技術総合研究機構	○
新エネルギー・産業技術総合開発機構	○
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	×
	○:連携を実施している △:現在未実施だが、今後実施予定 ×:強化する予定なし

法人間の連絡体制強化も含めて、切れ目のない研究資金供給の実現に向けて、他機関との連携状況についての具体的な取組みについては、以下のような事例があげられる。

- 通信・放送分野のニュービジネス創出に資するものについては、その研究成果は主に新たなサービス提供や製品化等の企業化という形に反映されるものであり、現状では新たな研究開発資金への連携に関しては想定していない。【情報通信研究機構】
- 基礎的・基盤的な研究開発助成を実施したものについて、本助成制度により企業化を支援していくケースが考えられ、他の助成制度からの受け入れ可能性について検討を行っている。【情報通信研究機構】
- 戦略的創造研究推進事業では、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO とする）との間で「JST-NEDO 技術情報交換会」を開催し、互いの制度紹介とともに、事前に NEDO が関心の強い戦略的創造研究推進事業の研究成果等を絞りこんで、可能な場合には研究者自身が直接説明するなど充実した情報交換となるように工夫を行い、研究成果が NEDO の制度にシームレスにつながるよう努めた。【科学技術振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構】
- 平成 22 年 8 月に、政府系金融機関である産業革新機構と協力協定を締結。JST が事業化を前提として支援している研究課題について、産業革新機構のファイナンス機能・事業化機能とのマッチングを行う取り組みを実施した。【科学技術振興機構】
- 科学研究費助成事業では、毎年度の研究成果の概要や研究期間終了後に提出することとしている研究成果報告書を国立情報学研究所のデータベースにおいて広く公開し、他の資金配分機関が自由にそれらの情報を活用することを可能としている。また、審査結果及び研究進捗評価結果を、他の資金配分機関に提供するとともに、大型の研究種目については、研究進捗評価・事後評価の結果をホームページにおいて公表している。【日本学術振興会】
- 本制度における研究プロジェクトが終了し、研究者から当該研究プロジェクトの結

果を踏まえた今後の研究の展開について相談等がある場合には、本機関における研究助成制度の情報の他、適宜、他機関における制度の情報提供を行っている。【医薬基盤研究所】

- 制度間（生研センターの事業と農林水産省の事業）の PO 等事業関係者間の情報交換を行うことで対応している。【農業・食品産業技術総合研究機構】

### 2.3.6 研究成果の利用促進への取組み

研究開発力強化法は、「研究者等が当該研究開発施設等及び知的基盤を利用するために必要な情報の提供その他の当該研究開発施設等及び知的基盤を広く研究者等の利用」（第35条）や、「研究開発の成果のうち、活用されていないものについて、その積極的な活用」（第43条）を求めている。また、第3期基本計画において、「配分機関や研究機関の間でのワークショップ等の開催を通じた先端研究動向・成果や研究開発戦略・ロードマップ等についての情報共有、成果の応用可能性の情報を抽出・集約したデータベースの構築」が求められている。

研究成果の利用促進のために、資金配分により創出された研究開発成果を、自法人の研究開発データベースや機関リポジトリに早期かつ確実に登録を促すための取組みについては、各法人において行われている事例を以下に示す。

- 助成事業者が成果を発表又は公開するときは、事前に外部発表投稿票（指定様式）を機構に提出することとしている。また、助成事業者が産業財産権の出願を行ったときは一定期間内に出願通知書を機構に提出することとしており、出願後状況のほか、知的財産権の実施等がある場合にも指定様式により遅滞なく機構に報告する等の取組みを行っている。【情報通信研究機構】
- 研究実施者と連絡を密にとり、報告書などの提出を受けるほか、研究現場の訪問等を行っている。【科学技術振興機構】
- 毎年度の研究成果について、その具体的内容、意義、重要性等を、できるだけ分かりやすく記述した研究実績の概要や年度内に発表した研究論文等を記載した研究実績報告書の提出を義務付けている。また、研究期間内に得られた研究成果について、研究期間終了後に研究成果報告書の提出を義務付けている。【日本学術振興会】
- 基礎研究推進事業では、平成8年から現在までに研究者から提出された様々な文書（応募書類、研究計画書、研究成果報告書、評価用報告書等）についてデータベース化を行っている。また、希少疾病用医薬品等開発振興事業では、助成金を交付した希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器、並びにそれらの開発企業、助成期間、交付総額等をデータベースとして整備し、ホームページ上で公開している。【医薬基盤研究所】
- 成果報告書の電子データをホームページ上にアップし、成果報告書の検索及びその全文ダウンロードを可能とするデータベース（約32,000冊強）を構築している。また、NEDOの行う研究開発の位置付け等をまとめた研究分野ごとの「技術戦略マップ」を、ホームページ上で公開し、その全文をダウンロード可能とするデータベースを構築している。NEDO保有特許等の検索及び特許公報等のダウンロードが行えるNEDO特許情報提供システムを、ホームページ上に整備している。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】
- 研究開発成果が出た段階で、案件の担当者が速やかに論文・成果物データベースに登録している。【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

また、登録・公開された研究開発成果の流通や活用を促すための取組みについては、以下の事例があげられる。

- 助成事業者による研究開発成果については成果報告書としてとりまとめ、機構のウェブで公開しているほか、成果報告書のCD-ROMを関係機関に配布する等、成果の流通や活用を促している。また、助成事業者に対しては、事業終了後に行う企業化調査（助成事業終了後5年間について実施）の機会を通じて、事業成果の積極的な活用を促す等の取組みを行っている。【情報通信研究機構】

- 時事性のある研究成果や社会的インパクトのある特出した研究成果をプレスリリースや機構の Web サイトを活用し、アーカイブとともに公表している。また、広報誌「JST News」等により広く周知している。【科学技術振興機構】
- 特許の発明者である研究者自らが、実用化を展望した新技術の説明を企業関係者に向けて行う「新技術説明会」を実施。【科学技術振興機構】
- 事業ウェブサイト等に年度ごとの進捗状況報告の掲載を実施。また、研究課題の事後評価の一環として行う成果報告会の要旨集をウェブサイトで公開。【科学技術振興機構】
- 毎年度の研究成果及び研究期間内の研究成果について、具体的内容、意義、重要性等を記述した研究実績の概要等を提出させ、国立情報学研究所のデータベースで広く一般に無料で公開している。また、このデータベースでは、研究分野ごとの検索のほか、研究成果として報告のある研究論文や産業財産権についての検索も可能となっている。【日本学術振興会】
- 基礎研究推進事業では、毎年開催している「彩都産学官連携シンポジウム」の中で研究成果発表会を実施するとともに、研究成果をホームページ上で公開。また、平成 23 年度は産学交流セミナーを開催し、採択課題と製薬企業やベンチャー企業等とのマッチングの実施。【医薬基盤研究所】
- 希少疾病用医薬品等開発振興事業では、助成金を交付した希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器が臨床現場に届けられるに際し、データベースを更新し、当該情報をホームページ上で公開。【医薬基盤研究所】
- 成果の実用化に向けて研究開発の実施者を始め、幅広く産業界等に働きかけを行うとともに、研究開発成果をより迅速に社会に繋げられるようプロジェクトマネジメントを実施している。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】
- 研究開発成果は本機構の目的である資源権益獲得につなげていくために他ツールと組み合わせて活用している。【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

### 2.3.7 科学・技術コミュニケーション活動の促進

第3期科学技術基本計画では、「研究者等と国民が互いに対話しながら、国民のニーズを研究者等が共有するための双方向コミュニケーション活動であるアウトリーチ活動を推進する」ため、「競争的資金制度において、アウトリーチ活動への一定規模での支出を可能にする仕組みの導入を進める」ことが求められている。

また、「国民との科学・技術対話の推進について（基本的取組み方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）」では、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動（以下「国民との科学・技術対話」、という）」について、公的研究費を受けた研究者が行うことが求められている。

一般の社会・国民を対象とした科学・技術コミュニケーション活動への支出を認めているかどうかについて、制度別にみると、調査対象の38制度の中で「支出を認めている」が22制度、「現在支出を認めていないが、今後認める予定」の9制度を含めると約8割が国民との科学・技術対話を実践している。また、競争的資金制度では、31制度の中で「支出を認めている」が22制度、「現在支出を認めていないが、今後認める予定」の7制度を入れると、約9割が既に国民との科学・技術対話を実践している。

科学・技術コミュニケーションを促進するための取組みとしては、以下の事例があげられる。

- 事後評価において、科学・技術コミュニケーション活動については特記事項として評価することとしている。【情報通信研究機構「新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援」、「民間基盤技術研究促進制度」】
- 研究成果を積極的に分かりやすく紹介するために、シンポジウム開催等の支出を認めている。【科学技術振興機構「企業研究者活用型基礎研究推進事業」、「高度研究人材活用促進事業」を除く】
- 今後、研究成果を積極的に分かりやすく紹介するために、シンポジウム開催等の支出を認めることを検討中である。【科学技術振興機構「産学イノベーション加速事業」、「研究成果最適展開支援事業」】
- 研究成果報告書において、アウトリーチ活動情報に関する記載を求めるなど、科学研究費助成事業による成果を積極的に社会・国民に発信するよう促している。また、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）などの中間評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着眼点を設けている。【日本学術振興会「科学研究費助成事業」】
- 資金配分先の科学・技術コミュニケーション活動に役立てていただくよう、本事業の研究成果に関する冊子を毎年作成し配布している。【医薬基盤研究所「保健医療分野における基礎研究推進事業」】
- 平成23年度の公募より、アウトリーチ活動の実施を評価項目として追加した。また、年度末の単年度評価等においても評価項目として追加予定。【農業・食品産業技術総合研究機構「イノベーション創出基礎的研究推進事業」】
- 事業成果の普及やマッチング及び広報等を目的として、各種展示会やシンポジウム等の開催または出展を行っている。また、平成22年度には、配分する直接経費の一部を「国民との科学・技術対話」（アウトリーチ活動）に充当できる仕組みの導入を進めた。なお、平成23年度からは、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等に対して「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要領等に記載している。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】
- 「国民との科学・技術対話」促進について、省庁や他配分機関の実施内容を参考と

しながら、JOGMEC としての取り組みを検討する予定。【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

表 2-30 社会・国民を対象とした科学・技術コミュニケーション活動への支出の有無

【法人名】資金配分制度名	競争的資金	科学・技術コミュニケーション活動への支出の有無
【NICT】新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援	○	×
【NICT】民間基盤技術研究促進制度	○	×
【JST】戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業除く)	○	○
【JST】先端的低炭素化技術開発事業	○	○
【JST】社会技術研究開発事業	○	○
【JST】産学イノベーション加速事業	○	△
【JST】研究成果最適展開支援事業	○	△
【JST】バイオインフォマティクス推進センター事業	×	○
【JST】戦略国際科学技術協力推進事業(研究交流型)	×	○
【JST】戦略国際科学技術協力推進事業(共同研究型)	○	○
【JST】地球規模課題対応国際科学技術協力事業	○	○
【JST】企業研究者活用型基礎研究推進事業	○	×
【JST】高度研究人材活用促進事業	○	×
【JSPS】科学研究費補助金(特別推進研究)	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(S))	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(A))	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(B))	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(基盤研究(C))	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究)	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(若手研究(S))	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(若手研究(A))	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(若手研究(B))	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(研究活動スタート支援)	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(奨励研究)	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(特別研究員奨励費)	○	○
【JSPS】科学研究費補助金(学術創成研究費)	○	○
【NIBIO】保健医療分野における基礎研究推進事業	○	○
【NIBIO】医薬品・医療機器実用化研究支援事業	×	×
【NIBIO】希少疾病用医薬品等試験研究助成金	×	×
【NARO】イノベーション創出基礎的研究推進事業	○	○
【NARO】民間実用化研究促進事業	×	×
【NEDO】ナショナルプロジェクト	×	△
【NEDO】実用化・企業化促進事業(競争的資金制度を除く)	×	△
【NEDO】実用化・企業化促進事業(大学発事業創出実用化研究開発事業)	○	△
【NEDO】実用化・企業化促進事業(省エネルギー革新技術開発事業)	○	△
【NEDO】技術シーズの育成事業(産業技術研究助成事業)	○	△
【JOGMEC】石油天然ガス開発促進型大型研究	○	△
【JOGMEC】石油天然ガス開発促進型特別研究	○	△
		○: 支出を認めている △: 現在支出を認めていないが、今後認める予定 ×: 支出は認めていない(現時点で認める予定なし)